

現職者研修について

現職者研修の概要

現職者研修は、

「現職者共通研修（10テーマ）」と
「現職者選択研修」の2種からなる。

現職者共通研修の 10テーマ

1) 作業療法生涯教育概論
2) 作業療法における協業・後輩育成
3) 職業倫理
4) 保健・医療・福祉と地域支援
5) 実践のための作業療法研究
6) 作業療法の可能性
7) 日本と世界の作業療法の動向
8) 事例報告と事例研究
9) 事例検討
10) 事例報告

現職者選択研修の テーマ

必修	MTDLP 基礎研修
選択	身体障害領域の作業療法 精神障害領域の作業療法 発達障害領域の作業療法 老年期領域の作業療法

現職者共通研修

- ・ 日本作業療法士協会が定めた
10テーマ（右表）を受講する。
- ・ 各都道府県士会が開催する
現職者共通研修を受講する。
- ・ 研修会開催案内は、三重県士会
ホームページにて、随時更新、
案内する。
- ・ 現職者共通研修の受講が修了
した時点で、基礎研修ポイント
20ポイントが付与される。
- ・ テーマ9）、10）について
は、他に受講読み替えの方法
がある。（次ページ以降参照）

現職者共通研修の10テーマ（1テーマ90分）

1) 作業療法生涯教育概論
2) 作業療法における協業・後輩育成
3) 職業倫理
4) 保健・医療・福祉と地域支援
5) 実践のための作業療法研究
6) 作業療法の可能性
7) 日本と世界の作業療法の動向
8) 事例報告と事例研究
9) 事例検討
10) 事例報告

現職者共通研修 「9」 事例検討 について

「9」 事例検討 は、以下のいずれかの履修方法があります。

- ① 都道府県士会が開催する 「現職者共通研修事例検討・報告会」 に参加する。
- ② 協会・士会の主催・共催する事例報告検討・報告会（90分以上）に参加する。

* 上記②は、平成30年4月1日以降に開催された事例検討・報告会に限り、また、各報告会では基礎研修修了者以上のものがファシリテーターを務めることを原則とする。

* 上記②による申請は、参加を証明する資料を、各都道府県士会担当者（三重県作業療法士会 教育部）へ提出する。

現職者共通研修 「10）事例報告」について

「10）事例報告」は、以下のいずれかの履修方法があります。

- ① 都道府県士会が開催する「現職者共通研修事例検討・報告会」にて筆頭発表する。
- ② 協会の事例報告登録制度に登録する。
- ③ 協会主催の学会および審査のある都道府県士会の学会等で、事例研究として筆頭発表する。
- ④ 都道府県士会が、現職者共通研修事例報告に適した事例検討・報告会を実施していると承認した SIG（他団体の学術集会等における事例発表も含む）にて筆頭発表する。
- ⑤ 認定作業療法士あるいは基礎研修修了者が指導する施設団体等で行われる事例検討・報告会にて筆頭発表する。
- ⑥ MTDLP実践者研修における事例検討会で筆頭発表する。

旧テーマの履修読み替え

日本作業療法士協会 生涯教育制度は、2003年に発足以来、数回にわたり改定が行われているため、各研修の概要やテーマ名などが変更されている。

2008年3月31日以前に「新人教育プログラム」のいずれかのテーマを履修していれば、現職者共通研修 現テーマに読み替えることができる。

現職者選択研修

- ・ 会員番号 65877 以降の会員は、MTDLP 基礎研修と、1 領域以上の選択研修（右表）を受講する。
- ・ 会員番号 65877 以前の会員は、MTDLP 研修が必修ではないため、右表 5 領域から 2 領域を受講する。
- ・ 各都道府県士会が開催する現職者選択研修を受講するが、三重県では毎年 1 領域しか開催しないため、**選択研修は他の都道府県士会でも受講することができる。**
- ・ 研修会開催案内は、三重県士会ホームページや日本作業療法士協会ホームページにて、随時更新、案内する。
- ・ 他都道府県士会で受講した場合でも、修了確認印は所属県士会もらう。
- ・ 2008年度以前は 選択研修が2日間開催であったため、2008年3月31日以前に「**現職者研修**」のいずれか 1 領域（2日間開催）を履修していれば、現職者選択研修修了となる。
- ・ この研修は、基礎ポイント付与の対象となるため、2領域以上受講しても構わない。

現職者選択研修の テーマ

必修	MTDLP 基礎研修
選択	身体障害領域の作業療法 精神障害領域の作業療法 発達障害領域の作業療法 老年期領域の作業療法